

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 受講申込書

兵庫県建設労働組合連合会では、下記の要領で「フルハーネス型安全帯使用特別教育（6時間講習）」を開催します。

日 程	会 場
2026 年 11 月 29 日(日)	姫路労働会館 第3会議室

＊講習時間は午前9時30分～午後5時

【受講料】 組 合 員： 4,000円
非組合員：10,000円

【受講資格】 満18歳以上

【講習内容】

1. 作業に関する知識（1時間）
2. 墜落制止用器具に関する知識（2時間）
3. 労働災害の防止に関する知識（1時間）
4. 関係法令（0.5時間）
5. 墜落制止用器具の使用等方法等（1.5時間） 【実技】

＊一部免除資格者の方も、全科目受講して下さい。

＊実技ではフルハーネス型安全帯の着脱を行ないます。服装にはご注意ください。

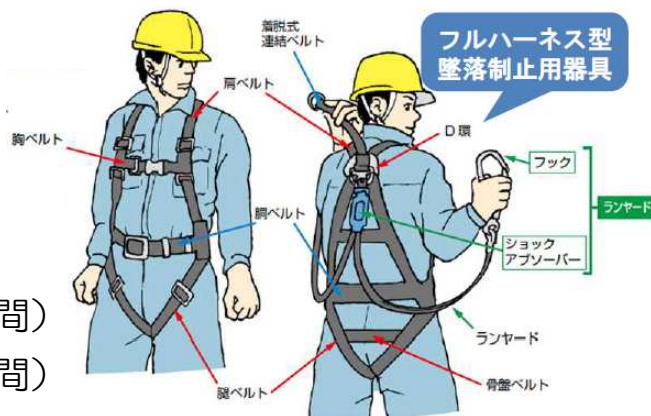
【申し込み】 下記の申込欄に必要事項を記入し、受講料を添えて組合本部または支部へお申込みください。

【申込期限】 11月16日（月）まで。（定員：35名）

＊期限前でも、定員に達ししだい、申し込みを締め切ります。

＊締切後、申込者の方に受講票をお送りします。

＊締切後のキャンセルはできません。



受 講 日	2026 年 11 月 29 日（ 日 ）		
ふりがな 氏 名		所属組合	甲南土建
		所属支部	
住 所	〒 ー		
電話番号			
生年月日	昭和・平成 年 月 日（満 歳）		